## つけましたか?住宅制



近年住宅火災の死者は建物火災全体の約9割にものぼり、このうち約7割が逃げ遅れによる ものとなっています。このことから全国で住宅用火災警報器の設置が義務化され、留萌市・小平 町でも新築の住宅はすでに義務化されています。また、既存の住宅についても平成23年6月1日 までに住宅用火災警報器を設置するよう義務付けされております。

火災の早期発見は生命、身体、財産を守る上で非常に大切です。自分の家は大丈夫ではなく、 もし火災が起きたらの事を考え設置をお願いします。

住宅用火災警報器の設置場所は留萌市・小平町で は寝室として使用している部屋と階段の天井部分 となっています。





放火による火災は、深夜もしくは人目の付かない場所から発生します。 放火による火災を防ぐため家のまわりには燃えやすい物を置かないなどの「放火されない環境づ くり」が大切です。

# 放火を防ぐポイント!



家のまわりに燃えやすいものを 置かない。

ゴミは収集日に





地域ぐるみ で放火防止 に取り組み ましょう



- 車から降りると きは鍵をかける
- 防炎処理された車両ボディーカバー を使用する。
- アパート、マンションの階段には 燃えやすい物を置かない。
- 旅行時はご近所にひと声かける。 などにご注意!

## 紙面に対するお問い合わせは

留萌消防組合消防署 予防課 電話 0164 - 42 - 2211 直通 0164 - 42 - 2296 留萌消防組合小平支署 予防係

留萌消防組合鬼鹿支署 電話 0164 - 57 - 1253



## 春の火災予防運動(4月20日(11)~4月30日(水)

《全国統一標語》

ので、ご理解、ご弱りりまでして火災予防を訴えてまい防火展など、さまざまな行

nを訴えてまい! さまざまな行恵

を通

運動期間中、

留萌消防組合では、

火災防ぎょ訓練、住宅合では、春の火災予防

『火は見てる あなたが離れる その時を』 《留萌消防組合テーマ》

ました、

陽気に誘わ

れ出かける機りい季節を迎え

火災が発生しやす

守ろう』 生命を

事業所内、

家庭内で話し合いましょ

警戒心がおろそかにならないよう会の多くなるこの季節、火に対する

午後8時サイレン吹鳴

# 春の火災予防運動が 実施されます

4月20日川から4月30日水までの間 火は見てる あなたが離

うのポ

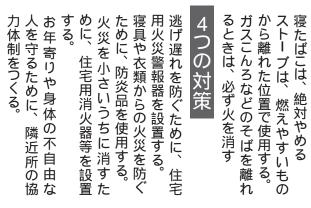
1

ントとは

が実施されます。を統一標語に春の 火災予防運動 のれ 時る を

3つの習慣

講習申込先



(留萌消防署予防課保安係)留萌危険物安全協会

問い合わせ先 い合わせ下さい。留萌消防署予防課保安係にお問 **77** 42

はお申し込み下さい。 おり開催します。希望される方物取扱試験準備講習会を次のと物取扱試験準備講習会を次のと対験に危険すが、受験される方を対象に危険すが、受験される方を対象に危険を収入の年第1回危険物取扱者 日休までの4日間で実施します。平成20年5月12日川から5月1 日 から5月15



第 42 号





試験準備講習会開催の平成20年危険物取扱者 お知らせ

電話 0164 - 56 - 2221

